J:COM まとめ請求利用規約

株式会社ジェイコム東京
株式会社ジェイコム埼玉・東日本
株式会社ジェイコム湘南・神奈川
土浦ケーブルテレビ株式会社
株式会社ジェイコム千葉
株式会社ジェイコムウエスト
株式会社ジェイコム九州
株式会社ケーブルネット下関
株式会社ジェイコム札幌
大分ケーブルテレコム株式会社

2019 年 10 月 1 日

第１条（規約の適用）

表題記載の各社のうち、契約者がサービス提供を受ける地域を所管する会社（以下「当社」といいます。）は、この「J:COM まとめ請求利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、第３条に定める J:COM 料金、ならびに当社が KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社から回収代行委託を受けた au 料金について、当社から一括して請求する取り扱い（以下「J:COM まとめ請求」といいます。）を行います。なお、本規約に規定されていない事項については、J:COM 契約者が契約する J:COM サービス約款を適用するものとします。

第２条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の規約によります。

2　当社が別に定める事項は、随時変更することがあります。

第３条（用語の定義）

本規約で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

用語	用語の意味
J:COM サービス	当社の提供する、有線テレビジョン放送サービス（電気通信役務利用放送サービスを含みます。）、電気通信サービス等のサービス
J:COM 契約者	J:COM サービスの契約者
J:COM 料金	J:COM サービスにかかる料金
KDDI	KDDI 株式会社
沖縄セルラー電話	沖縄セルラー電話株式会社
ａｕ（ＷＩＮ）通信サービス	電話網又はパケット通信網を使用して当社が提供する電気通信サービス（車載用又は携帯用のアンテナ設備及び無線送受信装置との間に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限ります。）であって、当社のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款に定めるａｕ（ＬＴＥ）通信サービス以外のもの
ａｕ(LTE)通信サービス	電話網又はデータ通信網を使用して当社が提供する電気通信サービス（車載用又は携帯用のアンテナ設備及び無線送受信装置との間に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限ります。）であって、当社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款に定めるａｕ（ＷＩＮ）通信サービス以外のもの
au 通信サービス	ａｕ（ＷＩＮ）通信サービスまたはａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの

	総称
固定通信サービス	KDDI 又は沖縄セルラー電話が提供するａｕ携帯電話以外の電気通信サービス
au 契約者	au 通信サービスの契約者
au 料金	au 通信サービスにかかる料金その他の債務をいい、当社が KDDI および沖縄セルラー電話から回収代行委託を受ける金額は、KDDI および沖縄セルラー電話の提供するサービスでの各種割引サービスの割引金額や調整金額等計算後の金額とする。
au 契約者グループ	複数の au 契約者からなるグループであり、KDDI および沖縄セルラー電話から当社に回収代行委託される au 料金について当社からの請求の単位となるもの
KDDI まとめて請求	KDDI 又は沖縄セルラー電話が提供する、ａｕ通信サービスと固定通信サービスのご利用料金を、KDDI がまとめて請求するサービス。
J:COM サービス取扱所	J:COM サービスに関する契約事務を行う事業所
au サービス取扱店	au 通信サービスに関する手続きを取扱う店舗

第 4 条（申込みの方法）

J:COM 契約者は、本規約に同意のうえ、当社所定の J:COM まとめ請求の契約申込書に必要事項を記入のうえ、J:COM サービス取扱所に提出していただきます。

2　前項の申込みにあたり、J:COM 契約者は、回収代行の対象となる au 料金を特定可能な、電話番号、au 通信サービスの請求先住所等の当社所定の情報を申告していただきます。

第5条（契約の単位）

J:COM契約者がJ:COMまとめ請求契約者となります。

2　J:COM契約者が、au契約者グループを設定してJ:COM料金とau契約者グループのすべてのau料金についてJ:COMまとめ請求を受けようとするときは、J:COM契約者は、au契約者グループの代表者として、本規約についてのau契約者グループ内の他の全員の同意を得たうえで、自らがau契約者グループ内の他の全員を代理して当社に申込むものとします。

3　J:COM契約者は、名義の異なるJ:COMサービスについて契約者グループを設定することはできません。

第 6 条（申込みの承諾）

当社は、J:COM まとめ請求の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾しま

す。

2　当社は、前項の規定にかかわらず、J:COM 契約者が次のいずれかに該当する場合は、J:COM まとめ請求の申込みを承諾しないことがあります。

(1)　J:COM 契約者以外からのお申込みの場合。

(2)　KDDI および沖縄セルラー電話から当社に対する au 料金の回収代行委託に承諾いただけない場合。

(3)　J:COM 料金と au 料金の請求を１つにまとめ、当社から請求することに同意いただけない場合。

(4)　第５条にしたがい、au 契約者グループを設定する場合に、他の au 契約者の同意を事前に得ていない場合。

(5)　J:COM 契約者と au 契約者（第５条の au 契約者グループの au 契約者を含みます。次号についても同じとします。）が、同一名義またはご家族でない場合。

(6)　J:COM 契約者と au 契約者の請求書送付先が同一住所でない場合。

(7)　KDDI の au 通信サービスと沖縄セルラー電話の au 通信サービスを一括請求されている場合。

(8)　審査時に、KDDI まとめて請求をご利用中の場合。

(9)　KDDI の au 通信サービスのうち、UIM サービス（タイプⅡ）の提供を受けている場合。

(10)　KDDI、沖縄セルラー電話にて、au 料金管理サポートサービス（Bross）をご利用中の場合。

(11)　KDDI、沖縄セルラー電話または当社へのお支払いを滞納されている場合。

(12)　J:COM まとめ請求の申込みにあたり、虚偽の申告をする等、KDDI、沖縄セルラー電話または当社が不適当と認めた場合。

(13)　KDDI、沖縄セルラー電話または当社の業務遂行上支障がある場合。

(14) 租税特別措置法　第 86 条に定める規定による消費税免除を受けている大使館等の場合。

3　前項８ 号に該当する場合は、再度審査を実施します。

(1)　初回審査時に、KDDI まとめて請求をご利用中の場合は、当社が別に定める期間の後に、再度、契約審査（以下「第二審査」といいます。）を実施します。第二審査後の手続きは第１項の定めを準用します。

(2)　第二審査でも、KDDI まとめて請求をご利用中であることが確認された場合でも、固定通信サービスの解除にかかる KDDI まとめて請求の解除が確認されたときは、再度審査を実施し、KDDI まとめて請求の解除をもって契約の承諾を行い、契約手続きを完了します。

(3)　第二審査にて、KDDI まとめて請求の終了が確認できない場合、かつ、当社が別に定める一定期間を経過してもなお、J:COM まとめ請求が開始できない場合、J:COM 契約者の J:COM まとめ請求の申込みを取り消します。

第7条（J:COMまとめ請求の取り扱いの開始）

J:COMまとめ請求は、原則として、当社所定の契約申込書が当社に到達した後、当社が契約審査（以下「初回審査」といいます。）を実施し、契約の承諾を行うことで契約が成立し、契約手続きが完了します。

2 契約手続きが完了した月のau料金について翌月から請求します。

3 前各項の手続きについては前後する場合があります。

第8条（J:COMまとめ請求の取り扱いの解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、J:COM まとめ請求の取り扱いを解除します。この場合、au料金は、翌月よりKDDIまたは沖縄セルラー電話から請求されます。

(1) J:COMまとめ請求が解約または解除された場合。

(2) J:COMサービスのすべてが解約または解除された場合。

(3) J:COM 契約者がクレジットカードの有効期限の経過、クレジットカード番号の変更等により、お支払いができなくなった場合。

(4) J:COM 契約者のJ:COM 料金とau 料金の支払いが当社が指定する期日までに支払われなかった場合。

(5) J:COMまとめ請求のすべてのau通信サービスを第三者に譲渡・承継した場合。

(6) J:COMまとめ請求のすべてのau通信サービスを一時休止した場合。

(7) 契約手続き完了後に第6条第2 項各号に定める事項に該当することとなった場合。

2 J:COMまとめ請求の取り扱いの解除により、au料金がKDDIまたは沖縄セルラー電話からの請求に変更となった場合、支払い方法は「窓口支払い」となるため、「口座振替支払い」や「クレジットカード支払い」を希望するときは、別途auサービス取扱店での手続きが必要です。

3 すべてのau通信サービスを解約・休止した場合、解約・一時休止月以降に発生する料金（解約月・一時休止月のau料金、ならびにそれ以降の月の請求となるau通信サービスの分割支払金等）は、J:COMまとめ請求にて請求します。ただし、6ヶ月連続してau料金が発生しなかった場合（発生料金がKDDIまたは沖縄セルラー電話各種割引により0円となっている場合は除きます。）、J:COMまとめ請求をその翌月に解除します。

第9条（割引）

当社は、J:COM まとめ請求を行う場合であって、次のいずれも満たしているときは、J:COM料金とau料金を合算した請求金額から、1請求あたり月額100円（税込 110円）を割引きします。

(1) J:COMサービスのうち、当社所定のサービスに加入していること。

(2) KDDIおよび沖縄セルラー電話からのau料金が月あたり100円（税込 110円）以上

であること。なお、J:COM まとめ請求の au 料金は、KDDI および沖縄セルラー電話での各種割引サービスの割引金額、調整金等の計算後の金額となります。

2　当社は次の場合には、割引を停止します。

(1)　当社の所定サービスを解約または解除となった場合。

(2)　当社の所定サービスの請求額が 100 円（税込 110 円）に満たない場合で、且つ当社へのお支払いが確認できない場合。

第 10 条（請求）

au 料金のご請求は、au 通信サービスご利用の翌月となります。

2　au 料金に関する消費税の計算は、KDDI および沖縄セルラー電話の消費税計算に準じます。

3　J:COM まとめ請求の支払いがクレジットカードによる場合、J:COM 料金と au 料金は、当該クレジットカード会社の会員規約において定められる振替日に指定の口座から引落されます。

4　前項の J:COM 料金と au 料金は、クレジットカード会社発行の明細に記載され、各クレジットカード会社から送付、送信等されます。当社から請求書を送付、送信することはありません。なお、当社から利用明細等の発行を希望するときは、別途 J:COM サービス取扱所にお申し出いただきます。

5　クレジットカード会社発行の明細には、au 料金と割引金額を合算して表記します。

6　KDDI または沖縄セルラー電話が提供する、サービス内訳を明示する請求書発行サービス、通話明細サービスは継続します。これらのサービスの実施は KDDI または沖縄セルラーへの申込み内容によります。

7　J:COM 料金と au 料金の支払い遅延等が起きた場合は、当該 J:COM 料金にかかる請求を集金代行業者から行い、または当該債権を第三者に譲渡することがあります。また、au 料金は、KDDI または沖縄セルラー電話からの直接の請求となります。

8　J:COM 料金にかかる弁済費用、延滞手数料、遅延損害金等は、当社の計算方法によります。

9　au 料金にかかる弁済費用等は、当社の計算方法によります。ただし、au 料金の支払い遅延等が起きた場合の弁済費用、延滞手数料、遅延損害金等は、KDDI または沖縄セルラー電話の計算方法によります。

第 11 条（ａｕ料金の内訳、通話明細の発行）

前条第 6 項の au 通信サービスのサービス内訳を明示する内訳書の発行、通話明細書の発行は KDDI または沖縄セルラー電話の「WEB de 請求書ご利用規約」に定めるところによります。

第 12 条（au ポイントの付与）

au ポイントは、au 料金内での付与となります。

2　J:COM 料金は au ポイント付与の対象外となります。

第 13 条（一部回線の譲渡・承継時）

J:COM まとめ請求の一部の au 通信サービスが第三者に譲渡・承継された場合、J:COM まとめ請求の対象回線から外れます。

第 14 条（一部回線の一時休止）

J:COM まとめ請求の一部の au 通信サービスを一時休止した場合、J:COM まとめ請求の対象回線から外れます。当該対象回線から除外された後、その au 通信サービスを再度利用し、J:COM まとめ請求に追加されるときは、au サービス取扱所での手続きが必要となります。

第 15 条（au 通信サービスの手続き）

J:COM まとめ請求への au 通信サービスの回線の追加・削除、au 通信サービス、その他サービスにかかる手続き、お問い合わせは、KDDI または沖縄セルラー電話が定める手続きによるものとし、au サービス取扱店へ連絡いただきます。

第 16 条（個人情報に関して）

J:COM まとめ請求の申込みあたっては、次のすべてに同意いただきます。

(1)　当社は、J:COM まとめ請求の申込みにあたり取得する J:COM 契約者および au 契約者グループ内の au 契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を、J:COM まとめ請求の受付、提供およびお支払いにかかる業務のため、利用します。

(2)　当社は、個人情報を上記利用目的の範囲内で外部事業者に委託することがあります。

(3)　当社は、J:COM まとめ請求に際し、KDDI および沖縄セルラー電話において J:COM まとめ請求の提供条件への適合確認を行うために必要な J:COM 契約者および au 契約者グループ内の au 契約者の氏名もしくは名称、住所、au 通信サービスの番号およびその au 通信サービスの契約者名を専用回線によるデータ転送によって KDDI および沖縄セルラー電話へ委託します。なお、上記の個人情報の委託は、当社、KDDI、沖縄セルラー電話にて、情報の取り扱いにかかる契約を締結しています。また、サービス適用手続きのため KDDI または沖縄セルラー電話よりａｕ携帯電話番号へご連絡することがあります。

(4)　当社は、J:COM まとめ請求の申込みにあたり必須の記入欄に記入がない場合には J:COM まとめ請求の提供をしないことがあります。

第１７条（当社の免責）

J:COM 契約者および au 契約者グループ内の au 契約者が本規約に従わないことで生じた一切の損害について、当社は何らの責任を負いません。

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

（規約の変更）

平成 31 年 3 月 31 日時点において株式会社ジェイコム大田、株式会社ジェイコム中野、株式会社ジェイコム日野、株式会社ジェイコム多摩、株式会社ジェイコム八王子、株式会社ジェイコム足立、株式会社ジェイコム武蔵野三鷹、株式会社ジェイコム川口戸田、株式会社ジェイコム北関東、株式会社ジェイコム南横浜、株式会社ジェイコム千葉セントラル、株式会社ジェイコム市川および株式会社ジェイコム東葛葛飾（以下「再編前ジェイコム各社」といいます）ならびに表題記載の各社の本名称の規約は、平成 31 年 4 月 1 日をもって本規約に変更するものとします。

（債権債務の承継）

平成 31 年 3 月 31 日時点において再編前ジェイコム各社が有する債権はこの改正規定実施の日において、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本または株式会社ジェイコム千葉が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本規約に基づくものとします。

（改正前の規定による手続き等の効力）

再編後ジェイコム各社は、契約者が再編前ジェイコム各社の規定に基づき行った行為を、本規約に基づきなされた行為とみなします。

（実施期日）

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

（規約の変更）

2019 年 5 月 31 日時点において株式会社ジェイコムイーストならびに表題記載の各社の本名称の規約は、2019 年 6 月 1 日をもって本規約に変更するものとします。

（債権債務の承継）

2019 年 5 月 31 日時点において株式会社ジェイコムイーストが有する債権債務はこの改正規定実施の日において、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本または株式会社ジェイコム千葉が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本規約に基づくものとします。

（改正前の規定による手続き等の効力）
前項にて承継を行ったジェイコム各社は、契約者が株式会社ジェイコムイーストの規定に基づき行った行為を、本規約に基づきなされた行為とみなします。

（実施期日）
この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。
（経過措置）
この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本規約に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。